

事務連絡  
令和2年4月15日

佐久市内 地域密着型通所介護事業所  
認知症対応型通所介護事業所  
居宅介護支援事業所  
地域包括支援センター  
運営法人代表者 様  
管理者 様

佐久市 高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について（通所サービス）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応いただき心より御礼申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議により公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）において、「感染拡大警戒地域となった場合は、福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限（中止）する等の対応を検討すべきである。」とされています。佐久市は、まだ感染拡大警戒地域となっておりませんが、そうした事態に備えるため、各事業所としてどのような対応をとるか、あらかじめ検討していただくようお願いいたします。

また、一時利用を制限（中止）する際には、以下の点に十分留意した上で、事前に市へ伝えるようお願いいたします。

## 1 対応の検討例

- 通所サービス内容の変更
  - ・サービス提供日を減らす、サービス利用回数を減らす
  - ・利用者が集中しないように利用時間帯を分散させる
- 通所サービス中止の代替サービス
  - ・従業者が居宅を訪問してサービスを提供  
(訪問して提供したサービス時間の区分に応じた報酬請求可)

## 2 留意事項

●利用者への丁寧な説明

利用者に対して、一時利用の制限（中止）の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

●代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、訪問介護サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

佐久市役所 高齢者福祉課 介護保険事業係  
電話 0267-62-3154（直通）